



建設マスターを受賞した松本さん

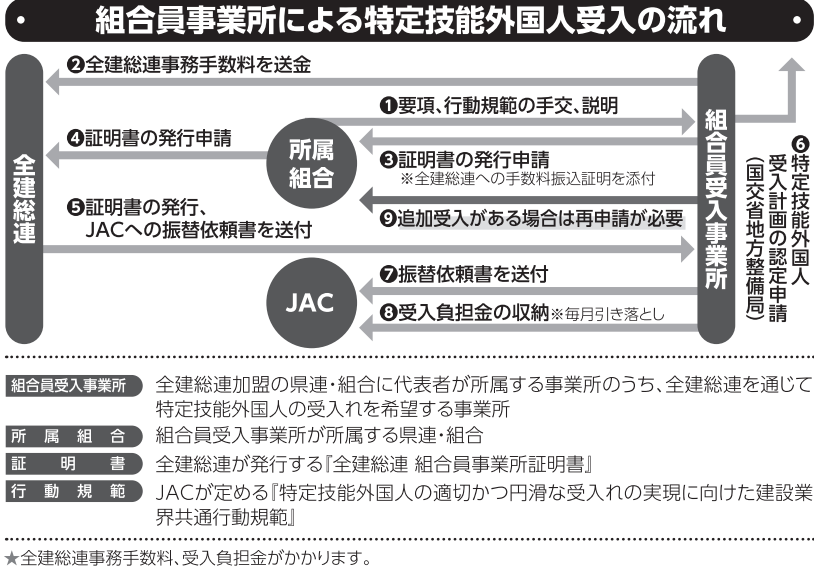
# 事業支援・仕事・技術・資格の情報ページ

不払いや融資など仕事・経営の相談は遠慮なく東京土建の各支部事務所まで。

外国人  
特定技能

## 受入制度のルール作り 適正な就労環境整備に向け

【本部・村松加代子記】特定技能外国人の受け入れ制度は2019年に創設され、同年から始まりました。人手不足の下、受け入れにあたって建設産業は、適正な就労環境



の確保のため、独自のルールをつくりました。建設産業では他分野に比して技能実習生の失踪が多く、問題が発生していた事が背景にあります。

## 全職種受入に対応 全建総連が要項を改定

今年8月30日、政府は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針分野別運用方針」の変更について閣議決定を行いました。建設分野に係る主な内容は、①受入見込数上限の変更(4万人↓3・4万人)、②現行19に細分化されていた業務区分職種と、その他建設業に係る全ての作業を「土木」「建築」「ライフライン・設備」の3つに統合するもので、閣議決定日以降適用されました。

今年8月30日、政府は「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針分野別運用方針」の変更について閣議決定を行いました。建設分野に係る主な内容は、①受入見込数上限の変更(4万人↓3・4万人)、②現行19に細分化されていた業務区分職種と、その他建設業に係る全ての作業を「土木」「建築」「ライフライン・設備」の3つに統合するもので、閣議決定日以降適用されました。

【技術研修センター・小嶋和俊記】この度、本部中央執行委員長松本久人さん(江戸川)が、建設マスターを見事受賞されました。

## 建設マスター 松本久人さんが受賞 数々の業績が評価され

建設マスターは、建設現場において工事施工に直接従事し、特に技能・技術及び人格に優れる建設技能者を「優秀施工者」として国土交通大臣が顕彰する制度です。

松本さんは若干20歳で防水工事を手掛けるなど、建設現場に欠かせない存在として、業で締めくくっています。

工として独立し、多くの若手技能者を育成してきました。また、優れた技能を發揮し、これまでに箱根彫刻の森美術館、文芸学園、慈恵医大、東京

その業績が評価されました。娘の久麗々(くらら)さんは、受賞に際しての作文のなかで松本さんのことを「義理堅く、地に根を張るほど力強い人」「自分の中のポリシーを重んじ仕事をすすめる姿は、優しさや責任感に満ち

ている」と書き、最後は「車で私を学校まで送る仕事もきっちりこなしてくれる素晴らしいお父さん」と、感謝の言葉で締めくくっています。

## 各支部で続々と開催 みなし現場では修了が必須

石綿  
特別教育

00万円以上の改修工事を行う場合は事前調査のうえ、所管の労働局と都道府県に提出することが義務化されました。

今後は「調査をせずに現場に石綿含有建材がある」とみなして工事をする「みなし現場」がふえると予想されます。みなし現場では「石綿特

【技術研修センター・鈴木健記】今年の4月から石綿障害予防規則と大気汚染防止法が改正されました。これにより、床面積が80㎡以上の解体工事、請負金額が100万円以上の改修工事を行う場合は事前調査のうえ、所管の労働局と都道府県に提出することが義務化されました。

【特別教育など】所属支部へ★申込み期間あり、詳細はご所属支部へ

【建築士講習】(東京土建A TEC) 建築士定期講習12月14日(水)池袋、1万円

【作業主任者】足場11月29日(火)池袋、1万1500円  
型枠支保工の組立て11月26日(土)調布支部会館、1万1500円  
コンクリート造12月20日(火)池袋、1万1500円  
石綿(石綿使用の建築物等の解体・リフォーム作業)12月14日(水)けんせつプラザ東京、1万1500円

【溶接】アーキ溶接11月24日(土)26日(木)金土)城東職業能力開発センター(足立区綾瀬)、1万9500円  
【建設機械】ローラー(締固め用車両の運転)12月2日(金)池袋、2日目は西多摩支部会館、1万5500円

書(国交省認定申請時の必須書類)の発行について、建築大工以外も含めた全職種に対応していくことにしました。これにより、全建総連率下の事業主組合員は、建築大工以外の受け入れでも、JACの賛助会員(年会費24万円)、あるいは他のJACの正会員団体に加入しなくても受け入れ可能になりました(所属団体へ全建総連として受け入れ)。

外国人の組織化と彼らの要求実現も  
東京土建は、第74回大会(2021年3月)で、受け入れ事業主、特定技能外国人も組合加入者を対象とするこ

とを確認しています(技術対策部)。特定技能外国人の組合加入にあたっては、外国人本人が理解するように事業主組合員は説明して下さい(費用負担を伴う場合は、出入国在留管理庁「特定技能外国人受入れに関する運用要領」を参照し、必ず合意を)。



申込み、問合せは各支部技術担当者へ